

令和 7 年 4 月 30 日

各事業者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

令和 5 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金についての消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出について（依頼）

日頃は、本市介護保険事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

みだしのことにつきまして、貴法人が運営している介護事業所等において、令和 5 年度に新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金を受けているため、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の提出が必要です。（控除税額が 0 円でも提出が必要です。）

つきましては、以下のとおり、必要書類を介護保険課までご提出ください。

1 提出書類

(1) 令和 5 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金についての消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第 3 号)

(2) 添付書類

① 上記(1)の「3 補助金返還相当額」がある場合

ア 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し（第 1 表、第 2 表）

イ 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し（付表 2）

ウ 返還額の計算書等（任意様式）

② 上記(1)の「3 補助金返還相当額」が 0 円の場合

ア 別紙

※ 1 上記「様式第 3 号」及び「別紙」は NAGOYA かいごネット事業者向けページの **新着情報（令和 7 年 4 月 30 日）** に掲載しています。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/>

※ 2 法人単位ではなく **事業所ごとに作成** してください。

※ 3 **令和 5 年度に市より交付された補助金** にかかるものです。

※ 4 内容については担当税理士等にご確認ください。

2 提出期限及び提出方法

(1) 提出期限 **令和 7 年 6 月 2 日（月）**

(2) 提出方法 メールもしくは郵送

（次ページあり）

(3)提出先（全サービス共通）

●メール

メール送信される場合は、件名に「事業所名（サービス提供体制確保事業補助金の仕入控除税額報告）」と入力してください。

施設指定担当	a2539-02@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp ^{エル}
--------	---

●郵送

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所健康福祉局介護保険課 施設指定担当

お問合せ先

健康福祉局介護保険課施設 施設指定担当

Tel 052-972-2539

【参考】

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金交付要綱

（交付の条件）

第10条 補助金は、次に掲げる条件を付して交付するものとする。

（7） 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月1日までに市長に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。